

よくあるお問い合わせ

〈施設の状況について〉

Q. 自施設が「従来型」なのか、「ユニット型」なのか分からない。

A. 前年度調査の回答票を参考にご記入ください。不明であれば記入不要です。

Q. 老人ホーム内にある医務室(又は診療所)は併設保険医療機関に該当するのか。

保健所へ提出する書類には届け出ている。

A. 「併設医療機関」とは、施設と合築されている、又は施設と同一の敷地内・隣接している等の医療機関のことです。施設内の医務室は、併設保険医療機関ではないので記入不要です。また、保険医療機関の指定を受けておらず、診療報酬の請求を行わない医療機関についても記入不要となります。

※保険医療機関に該当するか不明の場合は、下記Webサイトで確認が可能です。

[四国厚生局ホームページ](#)＞保険医療機関・保険薬局の管内指定状況等について

＞保険医療機関・保険薬局の指定一覧(全体)＞愛媛県＞医科・歯科

〈医師の状況について〉

Q. 「配置医師」とはなにか。

A. 特別養護老人ホーム等の施設において、定期的に施設に赴いて利用者の健康管理を行っている医師のことを指します。契約の有無に関わらず、施設に訪問している医師がいれば記載をお願いします。

Q. 医師と契約がない場合は記入不要か。

A. 医師と契約していない場合でも、定期的に施設に赴いて診療している場合は、配置医師と同様の取扱いとみなされるため、記載をお願いします。

Q. 配置医師は常勤医でないといけないのか。

A. 非常勤医でも問題ありません。

Q. 嘱託医の場合も記入するのか。

A. 嘱託医も配置医師の対象となりますので記入をお願いします。